

## 神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入れ医療機関の施設整備に関する補助金 交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策のため、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助の対象事業)

第2条 補助の対象とする事業は、令和2年4月15日健危第38号新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長通知「神奈川モデル医療機関認定要綱の制定について」に基づいて神奈川県が認定した高度医療機関、重点医療機関又は重点医療機関協力病院のいずれかが実施する別表に定める新型コロナウイルス感染症対策に関する事業（以下「補助事業」という。）とする。

### (補助額の算出方法等)

第3条 補助額として、別表に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を交付する。

2 前項の規定により算出した補助額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 この補助金の交付申請をしようとする者は、第1号様式に必要な書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

### (補助条件)

第5条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費配分の変更をする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、対象経費の20%以内の変更については、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産、その従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助（以下「他の制度に基づく補助等」という。）を受けてはならない。
- (8) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

#### （補助金の交付決定）

第6条 知事は、第4条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書を申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知するものとする。

#### （暴力団排除）

第7条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

#### （申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、当該通知書に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請の取下げをしようとする補助事業者は、第6条の通知のあった日から10日以内に第2号様式による届出書を知事に提出しなければならない。

(変更の承認)

第9条 補助事業者は、第5条第1号及び第2号に規定する補助事業の内容を変更し、中止し又は廃止しようとするときは、第3号様式による事業変更（中止、廃止）承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、規則第10条の規程に基づき、補助事業の状況報告を求められた場合は、速やかに、第4号様式による事業実施状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、第5号様式による事業実績報告書に必要な書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日（第9条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月30日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、補助事業の完了又は中止等に係る前条の事業実績報告書の提出があつたときは、事業実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

ただし、知事が必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部について概算払いすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、第6号様式による支払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 知事は、第12条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、

第7号様式によりすみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(書類の提出部数)

第16条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は2部とする。

(届出事項)

第17条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

(補助の対象期間)

第18条 補助事業は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実施したものを対象とする。

附 則

この要綱は、令和2年10月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表

対象経費	補助率
1 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる建物の増改築工事費	10分の10
2 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる建物の付帯設備（電気通信、空調、衛生、警備、消防、建具等）の設置又は改修工事費	
3 上記1及び2以外で知事が必要と認めるもの	
※ 1～3の経費について、他の制度に基づく補助等（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金等）と対象経費が重複するものは、補助の対象とならない。	